

地方独立行政法人福岡市立病院機構役員報酬等規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人福岡市立病院機構の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬、退職手当及び旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

（役員の報酬）

第2条 役員の報酬は、常勤の役員については給料、地域手当及び業績手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。ただし、地方独立行政法人福岡市立病院機構院長給与規程又は地方独立行政法人福岡市立病院機構職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の適用を受ける職員が常勤の役員を兼ねる場合は、役員としての報酬を支給しない。

（給料）

第3条 常勤の役員の給料月額を、次のとおりとする。

理事長	月額850,000円
副理事長	月額765,000円
理事	月額620,000円

（地域手当）

第4条 地域手当の月額は、給料月額に100分の10を乗じて得た額とする。

（業績手当）

第5条 業績手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する常勤の役員及びそれぞれの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員に対して支給する。

- 業績手当の額は、それぞれその基準日（退職し、又は死亡した常勤の役員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤の役員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額、給料月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月1日に在職する常勤の役員及びその日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員に支給する分については100分の160、12月1日に在職する常勤の役員及びその日前1月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員に支給する分については100分の160を乗じて得た額に相当する額以内の額とする。
- 業績手当の額を定めるにあたっては、地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会が行う業績の評価の結果及び常勤の役員としての業務に対する貢献度等（以下「業績評価の結果等」という。）を総合的に勘案するものとし、前項の規定による

業績手当の額の100分の20の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

- 4 前項の規定による業績手当の増額又は減額は、業績評価の結果等を受けて、翌年度の業績手当について行うものとする。

(非常勤役員手当)

第6条 非常勤役員手当は、日額30,000円とする。

(役員の退職手当)

第7条 常勤の役員が退職(任期満了又は死亡の場合を含む。)したときは、退職手当を支給する。ただし、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第17条第2項の規定により解任されたとき(同項第1号により解任された場合を除く。)は、当該役員に退職手当は支給しない。

- 2 退職手当の額は、退職又は死亡した日の給料月額に在職期間の月数及び100分の32を乗じて得た額とする。
- 3 常勤の役員が傷病又は死亡により退職したときは、前2項の規定により算定した金額に退職時における給料月額の100分の200(業務上の傷病又は死亡により退職したときは100分の300)に相当する金額を加算して支給する。
- 4 在職期間の月数の計算は、常勤の役員となった日の属する月から退職し、又は死亡した日の属する月までの月数(その月数が48月を超えるときは、48月)による。ただし、常勤の役員が退職した日の属する月において再び常勤の役員となったときは、先の常勤の役員となった日の属する月から退職した日の属する月の前月までの月数によるものとする。

(旅費)

第8条 役員が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 旅費の支給については、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

(その他)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年 月 日から施行する。